

唐の制と大寶令と

在帝國大學 白河次郎

(法制上の遺傳及同化の跡に就て)

序 論

盛唐の制殆んど武德貞觀の間に備はる而して武德貞觀の制全く永徽令に定まる永徽元年は近江朝廷を去る約二十年なりとす大寶令ハ近江令を刪定せるものなりされば其範を採りしとてろは主として永徽令にありしならん然れども今永徽令を知るに由なし故に題して唐制と大寶令と云ふ

令は殆んど唐制を移し用ゆ、其文に於て、其義に於て。而して法制史家國史學者ハ、嘗て其間に比較考察を試みて曰く、取捨混融頗ふる宜しきを得たりと。然れども東涯先生が、其著制度通に於て其義をほのめられたると、小中村博士が嘗て二三の異同を講演せられたるの外、淺學未沍精細に其差異を論せしものを見ず。蓋し此を細論せんには、先づ令と唐制とに通せざるべからず、二國令前の古制に精ならざるべからず、彼我の國風を明にせざるべからず。事既に難し、加ふるに唐の永徽令は今既に亡びて傳はらず、只、舊唐書、新唐書、文獻通考、杜氏通典、唐六典、故唐律疏義、講令備考の類により纔に其の逸文を窺ひ、盛唐の定制を視て、由て以て彼我の關涉を臆度するに過ぎず、今敢て其一斑を捕捉するもの、畢竟先賢の高見に借る所多ければなり。

令を通覽するに、其立法者が、筆を下すこと頗むる慎重なりしを想見するに足るものあり。今試に其成素を解拆せんか、

甲、全く唐制を用ゆるもの

乙、然らざるもの

どの二あり、甲ハ論するを用ゐず、乙ハ、自、から、二、様、の、別、あり。其一は特に然るべきの深意なくして然るものあり、之を無意若くば輕義の改作と云はんか。唐の制、官職位階に通じて五等の別あるに、官には令に除するを任と云ひ、位に叙するを授と云ひ、各三等あるが如き、士を取るの科目、唐には秀才、明經、進士、俊士、明法、明字、明算、一史、三史等あれども、令には只進士、明經、秀才、明法、の四科あるが如き、州縣の制、彼にありては州を六等に分ち、縣を七等に分つもの、令には國を四等に、郡を五等に分つが如きの類、皆之に属す。其二ハ當に然るべきの深意ありて然るものあり、之を有意若くは重義の改作と曰はんら。令の尊重すべきは即ち此に存す、今余が論せんとする所も亦此にあり。顧ふに令の立法者が當時筆を下すに當り、先づ國体に顧みたる所あらん、時勢に考ふる所あらん、我が古制に慣習に見る所あらん、彼れの既往に見て我れの將來を慮る所あらん、事の煩簡を計る所あらん、邦域の大小に應せる所あらん、其他今其意の知り得べきもの、皆之を本論の後に擧ぐ。要は令中に於て、我國古來の遺制と、及唐制を同化せたるの跡を視んと欲するにあり。

本論

一、官制

唐の制、廟堂の内にありて政務を理するもの、三師、三公、三省、六部、九寺、五監、一臺、あり。

(三師)

大師 大傅 大保

(三公)

大尉 司徒 司空

(三省)

尙書省 中書省 門下省

尙書六部

吏部

戶部

禮部

兵部

刑部

工部

(九寺) 大常寺 光祿寺 衛尉寺 宗正寺 大僕寺 大理寺 鴻臚寺 司農寺 大府寺
 (五監) 秘書監 殿中監 少府監 將作監 國子監
 (二臺) 司天臺 御史臺

漢以來三公天下の衆務を綜理し、寺と監と政務を分担し來たりしに、後漢以降、尙書權を得るに及び、六部政務を行ふこととなり、漢官儀に所謂「尙書令、主贊奏事、總典綱紀、無不統」に至れり。唐亦其制を受け存せり。故に其の、掌る所を考ふるに、九寺五監と尙書の六部と頗ひる重復衝突する所多し。刑部尙書と大理卿と、工部尙書と將作監と、政皆二途より出づ。圖書編の唐官制總論に曰はく

司農、少府、戸部之任也。大常、宗正、禮部之職也。廷尉、刑也。府衛、兵也。鴻臚、光祿、禮部之膳部主客也。衛尉、大僕、兵部之駕庫也。他、將作、少府、軍器、都水、四監、咸官屬兵工。繁復莫省。

と、されば、唐書百官志に「常至於交侵紛亂」と云ひ、「其事愈繁而官益冗。至失其職業、卒不能復。」と云ふもの、官制の組織既に然るを致すものあればなり。後漢光武のとき、官吏七千五百餘人、唐に増して一萬八千餘員に至れり。文獻通考世進みて有司亦増すとはいへ、繁復紛亂、冗官あるにあらざれば焉くんぞ斯の若き多數なるを見るに至らんや。

次に論すべきは宰相と三公となり。(三師は唐六典に「非道德崇重則不居其位。無其人則闕。近代多以爲贈官」とあり、其名存すれども其人なし、又性質上、直接に政務に與かるものにもあらざるが如し。)

永徽令は今見るに由なければ、何の官を以て宰相となせしやを知らざれども、思ふに三省尙書中、長官を以て之に充てしならん。(但し尙書省の長官は尙書令にあらすして僕射なり、是れ太宗嘗て尙書

令たりしが爲め、臣下之を避くるの例となりしなり。)然れども、唐にありては宰相は其名極めて正名からず、永徽以前に見れば、杜淹ハ吏部尙書を以て、魏徵ハ秘書監を以て、朝政に參與せり、此に於て

か參朝政事、參議得失の名を稱せり、或は平章事の名あり、永徽以降に見れば、宰相には中書門下三品を加ふ、雜然として定制を見ず。

又別に三公あり、六典に「三公論道之官也。蓋以佐天子。理陰陽。平邦國。無所不統」と。今范祖禹の唐鑑を引きて三公を觀、併せて唐官制の總論に代ゆ。

臣祖禹曰。三公論道經邦。變理陰陽。故不可以一職名官。太尉掌武。蓋古者大司馬之職也。司徒主民。司空主土。皆六卿之任。非三公之官也。自漢以來失之。唐不能革正。而復因之。是以官名之紊亂莫甚於

唐。且既有大尉司徒司空。而又有尙書省。是政出於二也。既有尙書省。而有九寺。是出於三也。云々要するに唐の官制は頗むる紊亂紛亂なりしと謂ふべし令は果して之を如何に取捨せしか令に三公あり三師なし、蓋し其冗を省きて實を採るなり。

(三公) 大政大臣 左大臣 右大臣

大政官は八省及諸國を總ぶ、天下の事悉く此官に決す。

(八省) 中務省 式部省 治部省 民部省 兵部省 刑部省

大藏省 宮内省

外に彈正臺あり神祇官あり

二官八省一臺、以て能く政務を擧ぐ、唐制紛亂の中より、優に其粹を援げるものと云ふべし。伊東東涯先生の制度通に

唐の制を以て云ふときは、尙書令は大政官にあたる。尙書省の長官次官を尙書令、左僕射、右僕射、と云ふ、實に本朝三公の任なり。然れども、唐のときには三省の長官にて宰相の任なれども三公の

員數にあらす、宰相は必僕射を兼ねれども、僕射は宰相の官にあらす、本朝の法と同からず。大抵本朝唐によりて官制を立てられたれども、此等のことは唐の法より簡にして、正しく三公即宰相の任なり、名實相副ふて、重復虚設の弊なし。中畧唐のときに及びては、三公虚位たるのみならず、三省も亦後漢南北のときの如くにあらす、是に於て、平章同三品等の職出來りて、政事を掌る。若夫れ本朝の制ハ上世簡朴の後を承りて、新に一王の大法を立てられ、唐の禮法に本きて兼て古今を參へ考ふ大政官ハ尙書令になぞらへ、其長官を直に三公として、別に師傳住の名なし、中務省は中書省に準ずと雖ども、是れ八省に列して又門下省を置れず、此れ唐の三省、本朝にては只一官にて事を治むる所以なり。

と洵に高見の如し、令の制は宰相の名正まきこと唐制の比にあらす、且唐制の三省、六部、九寺、五監、を増減折衷して八省に編し、或は上せて省となし、或は下して被官となし、尙書の二十四司を以て之を諸寮に配し、三省を置かすして大政の一官に統べ、中書は唐にありて尙書と相并びて三省に列せるを、令は之を八省に列せり。今、令の取捨の跡を揀せんか、先づ兩制職官の職掌を比考するに、

神 祇 官

唐の大常寺、祠部に當る

大 政 官

同尙書省

中 務 省

同中書省 幾分か門下省をも併せたるが如し

圖 書 寮

同秘書監

內 藏 寮

同倉部、少府監

陰 陽 寮

同司天台

式 部 省

同吏部

大 學 寮

同國子監

治部省 同禮部

主計省 同鴻臚寺

民部省 同戸部、司農寺

主税寮 同金部

兵部省 同倉部

刑部省 同兵部

大藏省 同刑部、大理寺

宮内省 同大府寺、倉部

木工寮 同工部、殿中監、光祿寺、司農寺

正親司 同將作監

彈正台 同宗正寺

同御史台

以上ハ唯其著しきものを擧ぐるのみ、中務一省、彼れにありては五廳の職なり。宮内二省、彼れにありては六司の官なり。亦以て輕重に應じ煩簡を權りたるの一斑を知るに足らん。

令に於て神祇官の大政官の上に位せるは『是神國之風儀、重天神地祇故也』職原抄の事とを別に云ふまでもなし。

神祇官は官制上の席次は三公の上にあれども官位は其下にあり。官位令に神祇官は從四位なり、三公ハ從二位以上なり、又三公ハ宸條の外にあれども、神祇官は此に問はる。這般の取捨斟酌は、我邦法制上の遺傳と應化と相融化せる所にして、假令祭政一致の餘風なりとは、云へ、一種の技術官を以て、政務官を犯すことなからんことを防ぐものか。

其他古制の存せるものを擧げんに、

治部省。令の最條に云ふ「譜第不擾爲治部之取」と、古の解部を存して、刑部以外に別に譜第の訴訟を治め、我が族制政治の後を承けて、尤も尊重すべき門地家系を判定せるものか。

大藏省。唐制にありては大府寺倉部のみ、令に其位地甚高きは古來の忌倉、内藏、大藏の後を受け、て當時の幼稚なる社會には、比較的有學多才の有司を要せたるが爲めか。

大宰帥。大宰府は全く任那日本府の轉移せたるものにして、併せて筑紫九國の政を掌る所なり。崇峻推古の交よりや起りまならん。令も亦此を存せり、而して官位令に見るに、中務卿を除き、七省卿よりも上席に擧げたり。

其他上古既に膳氏多米氏の膳羞炊爨を司れるあり、令の官内省に大炊寮あり。上古既に酒部あり、令の官内省に造酒司あり。上古既に衣縫部あり、令の中務省に縫殿寮あり。上古既に宮首あり、令の中務省に皇后宮職あり。古來女官の御饌に供するものを采女と云ふ、令の官内省に采女司あり。古來男子の天皇皇子に親近するものを舍人と云ふ、令の中務省に舍人寮あり。主水寮、掃部寮、主殿寮、其餘古來の品部に採る所多し、宮内中務の二省に於て最も其の然るを見る。辨官も、和名鈔に施保止毛比と訓し、亦古制を存せるものなりと稱す。

東宮官属のこと、頗むる彼我の差あるを覺ゆ。唐制には、東宮の官属ハ朝廷の三省に準じ、詹事府ハ尙書省にあたり、左右春坊は門下省中書省に當れり。唐書の兵志に「左右衛皆領六十府、諸衛領五十至四十、其餘以隸東宮六率」と。然らば則ち、兵權の一部も亦東宮に属せるなり。朱子語類に

唐六典、載太子東宮官制甚詳、如一、小朝廷、置詹事府以統衆務、則猶朝廷之尙書、置左右二春坊以領衆局、則猶朝廷之中書門下也。

其外三策三少の師傅保あり、儼然たる『一小朝廷』なり。蓋し唐の太宗李世民が、其兄太子建成を殺して位に即きたりしより、太宗の朝、魏王泰、其兄太子乾承に代らんと志たるが如き、唐の初代には庶弟頗むる太子を侮るの風ありき。乾承と泰と、破綻正に生せんとするとき、太宗之を裁して曰はく、若し後來太子の失徳に乗せんとするものあらば、二つながら合せ刑せんと。されば太子は太だ重んぜざるべからず、隨て其官を尊重にせるものか。我朝にありては、此風なく此患なし、故に令の東宮官に、唯傳一人、學士二人にして、其他坊官ありと雖も、單に使命に給するのこゝ、別に一小朝廷の觀をなさず、亦是れ彼に煩にして、我に簡なるもの。

唐制にありて、令に之を省けるものゝ内、著まきもの二あり、一は諸道の按察使にして、他は漆園監なり。按察使は、前代諸朝の行臺省を承け存せるものにして、諸道の一小朝廷なり。此制や一轉して探訪處置使となり、更に轉じて方鎮割據となり、其弊や遂に唐を覆へすに至りぬ杜氏通典。令には、從來の制に則り存せたる大宰帥の外、別に諸道の按察使を置かず、(後に按察使を置かれし時代もあれど自から唐代のとは異なれり)中央政府の唐制より重きこと數等の上にある。唐は中央政府の輕さを以て亡びたり。本朝、後に政權の武門に移るに至りしは別に故あり、決して令の制の罪にあらず。漆園監(開元以後は崇玄署と云ふ)は、天下の道教者を監理せるものにして、宗正寺に屬せしむ。唐は蓋し李氏なれば、老子李聃を以て其祖となせるなり、故に道教を尊ぶは祖宗に事ふる所以なりとなせり文獻通考。令に此を省けるは固より其の然るを見る。

二、兵制

隊伍の組織、上番交代の制、兵制は彼我殆んど相同じ、然れども兵士具ふる所の戎具に差あるを見る。

思ふに、當時戰術未だ開けず、猶ほ一騎打、搭闘を免れざりし時代に於て、其隊伍の組織よかも、寧ろ重きを戎具に置くの妥當なるを信ず。

唐書に

人具弓一、矢三十、胡祿、橫刀、礪石、大鷹、氈帽、行驢、皆一、麥飯九斗、米二斗、皆自備。

令の軍防令に

凡兵士、人別備糶六斗、鹽二升、并當火供行戎具等、并貯當色庫。

凡兵士、中略每人、弓一張、弓弦袋一口、副絃二條、征箭五十隻、胡篋一具、大刀一口、刀子一枚、礪石一枚、藺帽一枚、飯袋一口、水甬一口、擲角一口、脛巾一具、鞋一兩、皆令自備。

以て遙に戎具の整頓せるを想見すべし。組織を彼れに取るも、優に武國の兵たらしむるを失はず。

三、賦稅

文獻通考に

武德七年、始定均田賦稅、凡天下丁男十八以上者、給田一頃、篤疾癡疾、給四十畝、寡妻妾三十畝、若爲戶加二十畝、皆以二十畝爲永業、其餘爲口分。凡授田者、丁歲輸粟二石、謂之租。丁隨鄉所出歲輸絹綾絁各二丈、布加五之一綿二兩、輸布者麻三斤、謂之調。用人之力歲二十日、閏加二日、不役者日爲絹三尺、謂之庸。有事而加役二十五日者免調、三十日者租調皆免、通正役並不過五十日。

唐書食貨志の記する所、少しく之と異なる、『凡授田者、丁歲輸粟二斛、稻三斛、謂之租、隨鄉所出、歲輸絹二匹、綾絁二丈、布加五之一綿三兩、麻三斤、非蠶鄉則輸銀十四兩、謂之調』。(庸のことは二書全く同じ)、今唐書に従へば租と調とは苛稅に失するが如し、通考の記する所を以て可となす、杜祐

通典、陸宣公奏議、資治通鑑、及唐六典皆同じ、
令には

租 段租稻二束二把、町租稻二十二束。

庸 凡正丁歲役十日、若須收庸者布二丈六尺、一疋二尺六寸、須留使者、滿三十日租調共免、役日少者、計見役日折免、通正役并不得過四十日、次丁二人同一正丁。

調 凡調絹、絁、絲、綿布、并隨鄉土所出。

其他美濃繩、望陔布、鉄、鍬、鹽、魚類、海藻類等あり、尙ほ副物として草、菜、器物、油、漆等あり。

先づ彼我の租を比較するに當り、口分田の制と尺度斗量の大小を知らざるべからず。唐書食貨志に

唐制、度田以步、其濶一步其長二百四十步爲畝、百畝爲頃、中畧授田之制、丁及男十八以上者、人一頃とあり令には

凡田長四十步廣十二步爲段、十段爲町。

雜令に凡度地五尺爲步唐の制も亦然り

凡給口分田男二段、女減三分一、五年以下不給。

されば唐制にありては、一步は方五尺、一畝は二百四十步、而して一頃は二萬四千步なり。令に於ては一步は方五尺一段は三百六十步一町は三千六百步に當れり。但し令の尺度は高麗尺を用ふ、恰も唐の一尺二寸弱。

此に於て兩制の租を比較すべし

令

男二段 其獲稻百束

此米 五斛

義解に『段地獲稻五十束、束稻春米五升也、即於町地須得五百束、』

其租稻 四束四把(段租稻二束二把)

此米二斗二升

唐制

男一頃

地の廣きは令の授田二段の二十五倍餘

(令の一步は唐尺を用ゆれば方六尺さなる之を算すれば上の數を得)

唐にては丁以上の男子のみ(及寡妻妾廢疾者)田を授くれども令には六才以上の男女子に總て與ふるゆへ此差あり此れにても唐尙ほ令の制より多きは邦土と人口との割合によれるならん

此租稻 粟二石 即令の租稻の九倍餘(斗量の制は令は唐制と同し)

又免租の規定を見るに、唐制には

水旱霜蝗、耗十四者免其租、桑麻盡者免其調、田耗十之六者免租調、耗七者諸役俱免。

令には

凡田有水旱蟲害不熟之處、中畝十分損五分免租、損七分者免租調、損八分以上者課役俱免。

されば、租は唐制より太だ重きか如きも、新に百般の制度を設け、百官を立て、比較的、大頭政府を創設せたるの際なれば、費用を要することも多かるべく、又唐制に於ては、鹽鉄等の官業ありて、收入甚はだ多けれども、本朝に於ては地租以外に多大の財源なく、且我邦土は概して豐饒の地に富むを以て、彼に殆んど三倍の地租を徴收せしも、強て怪しむに足らず。況んや庸と調とに於て殆んど彼れの

半なるをや。又、矧んや、令前、五百代の地、既に十五束の稻稻を輸す、一代は高麗の三十方尺の地にじ
て、令前五百代は即ち令の一町なり、令に於て一町の租稻は二十二束なり、二十二束と十五束と、束數
多少ありと雖も、令前の束と令の束とは束實大に異れり、令前の大升は今の五合八勺四撮四抄にし
て、令の大升ハ唐と同じく今の四合零五撮八抄横山由清氏ノ
田制沿革錄なり、輸實は前後全く等しきをや。田令集解
次に調を比較せん

令には正丁一人につき

絹又は絁ならば八尺五寸(唐制の尺度に換算すれば、一丈強)

唐制丁一人に絹又は綾又は絁二丈

令には美濃絁ならば六尺五寸(唐制に換算すれば七尺八寸強) 若くは糸八兩綿一斤布二丈六尺(同
三丈)

唐制には布ならば二丈四尺、更に綿二兩麻三斤を加ふ。

令には其他郷土出す所の産物を以て之に代ゆるを得、其他少量の副物を加ふ。

令の調は殆んど唐の半なるを見るべし、且唐の調にハ絹繩以下五品に限るが如きも、(其五品を撰ぶ
ハ郷土の出す所に従へども、若し其土に上五品の一をも産せざれば、銀若くは粟を以て代ゆるが如
し)令には總て郷土の産物を以てするを許す。令に擧ぐる所の品目、副物を合して七十餘種の多きあ
り、上世以來の弭手末の制より來れるものか。

次に、庸ハ彼には歲に二十日にして、我は則ち十日となし、一日力役の程度を布二尺六寸とす(唐に
てハ役せざるものは日に絹三尺を作る)、全く彼の半なり。只、唐制にありては、役を加ふる三十日に

して租調皆免し、令に於ても、同じく三十日となすもの、(令の庸が彼れの半數なる割合を變ずるものは)、此間に吾の彼より高き租の關係の筭入するあればなり。

貢のことに就きて瞥見するに、支那にては上世より貢物ハ租賦の外にあり、尙書の禹貢より、唐の

六典に至る迄、諸州の末に皆厥賦云々厥貢云々と記せり、制度通(東涯先生の)唐書にも此事見ゆ唐書に

州府歲市土所出爲貢、其價視絹之上下無過五十匹中略有加配則以代租賦。とあり、されば租賦以外、毎年一州より絹に打算して五十匹以内の貢物を獻せるが如し。されども

令には粗野廉價のものは除き、(或は直ちに調に組み入るゝにや)、其の皮革、羽、毛、錦、麝羅、黻、紬、綾、香棗、彩色、服食、器用、及諸珍異の類は、皆價を布に準じ、官物を以て市に宛てしむ。

四、其他の小差異

甲、典禮

神祇令に祭祀の名目見ゆ、祈年祭、月次祭、新嘗祭、神嘗祭、饗火祭、道饗祭、大嘗祭等なり。大抵年穀の豐穰を願ひ、又其の豐饒なりしを謝し、衣食を安うし、疫災を拂ふを禱る。固より祖宗以來の大典とす。唐にありては、天神には昊天、上帝、日月、星辰、風師、雨師等あり、地祇には社稷、五祀、五岳、山澤等あり六典禘部の條に見ゆ。されば、衆民の爲めに衣食の安靜ならんを禱るものあれども、山川其のものを祭るものあり、彼我大に祭祀の精神を異にするものあり。其他踐祚の式、大板の儀、皆全く古制を存す。

乙、俸祿

唐制には、文武官の俸祿皆米穀を支給す、一品七百石、從一品六百石より、從九品三十石に至る、又別に職分田あり、一品十二頃、二品十頃より九品二頃に至る。令に依るに、給祿皆絹布の類を賜ふ。此れ

運輸の便否彼我異なるが爲め、綿布の類は悉く京師に輸するを得れども、米穀の類は然らざりしが爲めなり。又職分田あり、大政大臣四十町、左右大臣三十町以下皆差あり、二者彼れの我に數倍せるものは、此れ國帑の貧富、職務の煩簡文化の粗野、邦域の大小に商量えたるものか。

丙、詔勅

令の公式令に、大事を以て蕃國の使に宣するときは、

明神御宇日本天皇詔旨云々

と云ひ、其次事には

明神御宇天皇云々

と云ひ、朝廷の大事に用ゆる詞に、

明神御宇大八州天皇詔旨云々

と云ひ、中事には『天皇詔旨』と云ひ、小事には單に『詔旨』と云ふ、結語には皆『咸聞』を用ふ、是れ皆古制に則るものなり、蔡邕獨斷に漢の制あり、策書には『年月日稱、皇帝曰云々』と云ひ、制書には『制詔三公』と云ひ、州郡の詔書には『告某官某官』と云ふ。唐制に天皇より下に告ぐるの書『冊』あり、『制』あり、『詔』あり、『勅』あり、今諸書其文式を載せず、思ふに獨斷に云ふ所の漢の制と大差なからん、遂に我が尊嚴犯すべからざるの風なし。

丁、考課

唐制にハ二十七策あり、令には増して四十二策とす。其の劈頭第一の條に曰はく『神祇祭祀不違常典、爲神祇官之策』と、本朝の政、祭祀を重んずるを見るべし。治部の策に曰はく『譜第不紊爲治部之策』と

門地族制を重んずるを見るべし。特に下の二條の如きは彼れになき所にして優に考課の神髓を得たりと云ふべし、曰く『職事修理、昇降必當、爲次官以上之輩』曰く『公勤不怠、職事無闕、爲諸官之輩』
戊、宗廟

支那は從來宗廟の制甚嚴密なり、唐亦然り、我國に於ては、天祖を祭るの外、宗廟として、神社に祭ることなし、令も亦之を定めず。中納言藤原の吉野は言へり、山陵は猶ほ宗廟の如しと、或は然らん。されども異朝にありては匹夫より上りて天下の主となれるものなり、其子孫たるもの其祖宗を宗廟とし、慎祭敬事する固より其所なり。我が皇室の如きは、天祖以來一系動くなく、天地剖判、既に君たり、既に臣たり、彼れにありては君民は義合なり、我れにありては天合なり、強て宗廟を定めざるは、是れ亦令の慎重なるどころ。

己、喪葬

三位以上の葬送には、鉦角鉦鐃等其他葬具を賜ひ、又遊部を加へらる、遊部とは樂人にして古來の遺制なり。

凡三位已上、及別祖氏宗、并得營墓、以外不合、

とあり、唐にては五品已上に碑を立て、七品以上には碣を立てることを許せり、是れ我朝にありては、古來門地家柄を貴ぶの餘風なり。

庚、服忌及五等親

唐制にては、斬衰(三年)より緦麻(三月)に至る五等の服忌制あり、服忌の時日の長さは、蓋し煩瑣なる儀式に富める儒教によれるものなり。令には四等に分ち、長きも一年(君父母夫本主の喪)にして、

短きは纔に七日（衆孫從父兄弟姉妹兄弟子の喪）に過ぎず。

又別に五等親の區別あり、法律の都合により、親戚の輕重を定めたるものにして、支那に於て古來全く此の如きものなし。

結論

上來述べし所甚はだ簡略なりと雖も、令の必しも全然唐制に依遵せざりし一斑を窺ひ得たりと信ず。若し唐制に精通し、翻て條を逐ひて大寶令を詳査せんか、更に意外の點に、多大の差異を發見し得んも知るべからずと雖も、既に序論に於て述べしが如く、事甚だ難ければ、余ハ學識の足らざると、課程の煩なると、現時に於てハ自から力の及ぶ所にあらずとなす、今筆を擱くに臨み、少しく類を分ち、令と唐制との差異を翻考し、以て以上の所論を概括せんと欲す。

大寶令

全く唐制を用ゆるもの
然らざるもの

甲、我邦從來の古制を採るもの

乙、唐制を改作したるもの

- 一、國体により
- 二、古制により
- 三、慣習により
- 四、事宜により
- 五、彼我の情勢により
- 六、國民の氣風により

甲は序論に所謂「古來の遺制」にして乙は即ち「法制の同化」なり。

甲、我邦從來の古制を採るもの

官職の中には治部の解部の如き、大宰師の如き、主水寮の如き、其他には祭祀及儀式に關するもの、如き、詔勅の式の如き、皆之に属す。名は異にして實は令前に異ならざるものあり、五百代の地に十五束の租稻を輸すると、令前一町に二十二束を輸する令との如し。

乙、唐制を變更せたるもの。

其一國体により。神祇官の如き是れ也

其二古制により。大藏省の如き、租と調との制の如き、田の尺度の如き、皆此に属す。

其三慣習により。古來簡朴を尙ふ氣風の、令の通篇にはの見ゆるが如き、門地家柄を貴ぶ餘風の所々に現はるゝが如き、祭祀を貴とび繼嗣を重んずる令には特別に繼嗣令を設く等の如き。

其四事宜により。事宜によりとハ、極めて廣き意味を有する語なれども、此に別に一項を設くるものは、國体古制慣習に依る等の外、設制の宜しさを得たるもの、唐制より出で、一步完美に進めたるもの等を指すの意なり。即ち九寺五監三省六部、紛亂極まりなきの中より、一官八省を撰みて折衷混融し、能く天下の政務を調理せんと力めたるが如き、按察使を削り、庸と貢獻とを輕うせるが如きの類なり、又寂條中の二條上に擧げたりの如き、五等親の制の如き、優に一步を彼れより進めたりと謂ふべし。

其五彼我の情勢により。東宮の官職、彼は彼が如きの事情と歴史とを有して、彼が如きの一小朝廷を現出し、我れには大に之を簡にえたるが如き、運輸の不便なるによりて、俸祿には綿布の類を支給するが如き、政務の彼れは多事我ハ簡なるを計りて、俸祿の額彼より少にせしが如き、人口と邦域の大小とに比較して、授田の制彼れよりも小にえたるが如きの類なり、其他生計の貧富、文化の粗野より起因する所亦必らず多からん。

其六國民の氣風により。國民の氣風により、知らず識らずの間に、兩制に差を生せるもの甚はた多からん、(慣習によるものとは自から別あり)、今只兵制のみに見るに、彼れにありて、麥飯九斗米二斗の糧を具へしめ、我れには纔に糲六斗鹽二升を備へしむ、彼れに矢三十横刀一と云ふもの、我れには征箭五十隻大刀一口と云ふ、既に何となく我が勇武義に勇むの民兵を想見するの感あり。

此に於て余の論せんと欲する所は全く終れり。若し夫れ唐に於ては其制の如く、我れにありては、令文の如く、秩然として其當時に行はれんや否やに至りては、既に論外に屬す、況んや其制度と時代との關係、即ち彼我史上の影響の如きに於てをや。余は只令の文と唐の制とを見るのみ。令の製作が必しも全然唐制に摹倣せしにあらざりしに思及するのみ。蓋し聞く、推古既に改制の意あり、孝德之を創め、天智之を定め、天武之を改め、文武大寶に至りて遂に之を成せり、其間數朝幾十年を過ぐと、令の慎密なるは蓋し此に因るか。令の尊重すべきは全く此に在り。

(完)

愛國心とは何ぞや

中津三省

富嶽は巍峨として千秋不斷の雪を止め、琵琶湖は森漫として滿面一碧の水を湛ゆ、地域々重に温帯に屬して熱寒兩帶に及び、氣候和煦にして、奇禽啼き奇花開く、吉野の櫻花は雲かと疑はれ、嵐山の紅葉は二月の花よりも紅なり、若し夫朝暾清光を放ち、滿天碧瑠璃を布くの際、一隻の丹頂鳥大空に翱翔するに至りては、眞に美の極崇の極、天下何者の佳觀か之に比する者あらんや、萬世一系千歲無窮の皇統は、日星と共に嚴として國土に君臨し、國民皇化に浴して和氣驟然、此國や、嘗て新勝破竹の胡元十萬の軍を殲して、筑海をして爲に残からしめ、嘗て遠く海を渡りて朝鮮八道を蹂躪し、愛親覺羅氏の